

大阪市告示第1095号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく次の道路について、大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）第5条の規定により廃止を承認した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

廃止承認年月日及び指令番号

令和7年7月18日

大阪市指令計建企第1010号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
西成区 長橋二丁目	2番2			
	2番3から7まで の各一部	m 4.00	m 58.90	
	2番15の一部			
	2番16の一部			
	2番18から21まで の各一部			
	2番26から37まで の各一部	m 4.00	m 17.40	
	2番39から41まで の各一部			
	2番45から47まで の各一部			
	2番49の一部	m 4.00	m 68.10	
	2番50の一部			
	25番10の一部			

28番 1 から 3 まで の各一部			
28番 14 の一部			
28番 18			
28番 19			
28番 22	m	m	
28番 23	4.00	42.10	
28番 26			
28番 27			
28番 28 から 30 まで の各一部			

(計画調整局建築指導部建築企画課)